

青森県報

第二千三百五十九号

平成十六年
七月三十日
(金曜日)

規 則

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

青森県行政書士法施行細則(昭和五十年六月青森県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五号」の下に。以下「府令」という。「を加える。

第四条第一項及び第二項中「第九条第一項」の下に「(法第十三条の十七において準用する場合を含む。)」を加える。

第五条第一項中「法第十七条第一項」を「府令第十七条の二第一項第五号」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 府令第十七条の二第二項第三号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

一 成立年月日

二 法人番号

三 行政書士会の会員となった年月日

四 行政書士法人を代表すべき社員が定められているときは、その氏名

第六条第二項中「第十三条第二項」を「第十三条の二十二第二項」に改める。

第一号様式中「行政書士業務帳簿」を「行政書士・行政書士法人業務帳簿」に改める。

第二号様式の裏中「一」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改める。

第三号様式の表中「第13条第1項」を「第13条の22第1項」に改め、同様式の裏中「第13条 都道府県知事」を「第13条の22 都道府県知事」に、「行政書士の」を「行政書士又は行政書士法人の」に、

目 次

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一
青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民生活課) ……二

告 示

軽油引取税に係る特約業者の名称の変更……………(税務課) ……二
道路の区域の変更……………(道路課) ……二
道路の供用の開始……………(同) ……三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……三

公 告

青森県徴税吏員証の無効……………(税務課) ……三
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課) ……四
貸金業者の登録の取消し……………(商工政策課) ……四
大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……四
土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……五

正 誤

平成十六年三月三十一日号外第二十七号訓令中……………(人事課) ……五
平成十六年七月十四日定例告示中……………(港湾空港課) ……五

「第23条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(2) 第13条第1項の規定による当該史蹟の検査を拒み、妨げ又は隠
避した者

「第23条の2 第13条の22第1項の規定による当該史蹟の検査を拒み、
妨げ又は隠避した者は、30万円以下の罰金に処する。」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則（平成八年三月青森県規則第四十三号）の一部を次のよう
に改正する。

第九条第一号中「第八十条第一項」を「第百二十五条第一項」に、「第五十六条の
十三第一項又は第八十条の三第一項」を「第八十一条第一項又は第百二十七条第一項」
に改め、同条第四号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。
第十条中第二号から第八号までを次のように改める。

二 日本道路公団

三 独立行政法人雇用・能力開発機構

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

六 独立行政法人都市再生機構

七 独立行政法人緑資源機構

八 独立行政法人労働者健康福祉機構

第十条中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第
十八号までを三号ずつ繰り上げる。

第十一条第五号中「第八十三条の三第一項」を「第百四十三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は公布
の日から、第九条第四号の改正規定は都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成
十六年法律第九号）の施行の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百十七号

次の軽油引取税に係る特約業者の名称について次のとおり変更があったので、青森
県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項
前段の規定により告示する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の 氏 名	主たる事務所又は 事業所の所在地	変 更 年 月 日
変更前	有限会社丸義商会	丹藤 昭文	弘前市大字小比内四丁目 二の二	平成 一六・七・一
変更後	株式会社丹藤			

青森県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年八月二十九日まで青森県県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	国 道	一〇一 号	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢一の二四から 西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢二七の七まで	前	一九・四〇メートルから 一九・五〇メートルまで	一五七・四〇メートル	
1				後	三九・四〇メートルから 三九・一〇メートルまで	一七四・三〇メートル	
			西津軽郡岩崎村大字松神字上浜松九二の二二から 西津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜二四八の三三まで	前	二四・八〇メートルから 二六・一〇メートルまで	一四一・五〇メートル	
				後	二〇・八〇メートルから 二〇・八〇メートルまで		

青森県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年八月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 一〇一 号	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢一の二四から 西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢二七の七ま で	平成一六・八・六
県道 山田鶴田線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字花岡二六から 北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲実一六三まで	一六・七・三〇

青森県告示第五百二十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十六年七月三十日

第二号の表中

しんせい五戸農業協同組合川内支所 三戸郡五戸町大字切谷内
しんせい五戸農業協同組合倉石支所 三戸郡倉石村大字中市
しんせい五戸農業協同組合新郷支所 三戸郡新郷村大字戸来
しんせい五戸農業協同組合川内支店 三戸郡五戸町大字切谷内
しんせい五戸農業協同組合倉石支店 三戸郡五戸町大字倉石中市
しんせい五戸農業協同組合新郷支店 三戸郡新郷村大字戸来

を
に改める。

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

青森県徴税吏員証の無効

次の青森県徴税吏員証は、紛失したから無効とする。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	青森県徴税吏員証 (賦課徴収に関する 質問及び検査)	発行番号	第二七一八号	発行 年月日	平成十五 年七月一 日	紛失した者 の所属、職 及び氏名	弘前県税 務所 主事 和田美加	紛失 年月日	平成十六 年七月二 日	紛失場所	弘前市内
-----	----------------------------------	------	--------	-----------	-------------------	------------------------	--------------------------	-----------	-------------------	------	------

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年七月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十和田 L ステージクリエート
- 三 代表者の氏名
野崎 能成
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市東四番町二の四〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く個人または団体との連携を図り、芸術文化活動及びその支援に関する事業を行い、以つて地域における芸術及び生活文化の創造と振興に寄与することを目的とする。

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号 ユーズローン
- 二 氏名 長谷川順一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市沖館三丁目二の二〇
- 四 登録番号 青森県知事(一)第〇一五五五号
- 五 登録年月日 平成十三年十二月十二日
- 六 登録の取消しの年月日 平成十六年七月二十二日
- 七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー青森店ショッピングセンター
青森市大字浜田字板橋五の四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 井坂榮	変 更 後	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	変 更 年月日	平成 一六・五・三
-------	--	-------	---	------------	--------------

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 井坂榮	変 更 後	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	変 更 年月日	平成 一六・五・三
-------	--	-------	---	------------	--------------

四 届出年月日

平成十六年七月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年七月三十日から同年十一月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十一月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

港 湾 空 港 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成十六・七・二四 第二三五二号	告 示	第五〇三号	三	下	ら 後 ろ か 一	一、 四 七 二 ・ 三 七	一、 四 七 二 ・ 四 八
					ら 後 ろ か 四	六・ 六 七	六・ 六 四

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を平成十六年七月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

正 誤

人 事 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成十六・三・三 号外第二七号	訓令甲	第七号	九	下	五	。	。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭